

住民参加に係る都市計画法の運用状況等についての緊急調査の結果概要

調査期間

平成15年7月30日～平成15年8月12日

調査方法

各地方整備局等を通じて各都道府県、政令市に依頼。(政令市以外の市町村は都道府県において取りまとめ)

調査内容

以下の事項について、平成15年7月末日現在の運用状況等を調査。

1. 地区計画等の案の申し出制度(H12年改正)の運用について・・・ 2
(条例に基づく申し出の状況、申し出事例)
都計法§16の条例を制定している市区町(24)に対して調査依頼
 2. 都市計画提案制度(H14年改正)の運用について・・・ 3
(条例の制定状況、運用状況、提案事例)
都道府県及び政令指定都市(60)に対して調査依頼
 3. その他住民参加を促すための地方公共団体の取り組みについて
都道府県及びH12年国勢調査の人口が10万人以上の市(273)に対して調査依頼
 - (1) まちづくりに関する情報の住民への提供について・・・ 4
(情報提供のタイミング、方法、提供する情報の形態等)
 - (2) まちづくりへの住民意見の取扱いについて・・・ 5
(意見の把握・集約方法、意見の提示機会の回数、出された意見の取扱いに関する情報提供等)
 - (3) その他参加型まちづくりの課題について・・・ 7
(地方公共団体が抱える課題、地方公共団体が考える住民側の課題等)
- (補足資料)
1. 住民参加等に係る最近の都市計画法の改正について・・・ 9
 2. 3(1)(2)関連資料・・・ 11
 3. 条例等における住民参加関係規定・・・ 13

(参考)調査票

1. 地区計画等の申出制度（H12年改正で創設）

（1）制度の概要（都市計画法第16条第3項）

申出が可能な者

- ・ 住民
- ・ 利害関係人

申出内容

地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項

申出方法

市町村の条例の条例で定める

（2）運用状況

条例制定状況

条例制定件数 24件

条例に基づく申出状況

申出件数 10件

対応別申出件数

- 2件・・・申出どおり都市計画決定
- 4件・・・素案を修正し、都市計画決定
- 4件・・・現在手続き中

市町村別申出件数

- 5件・・・西宮市（兵庫県）
- 2件・・・尼崎市（兵庫県）
- 2件・・・藤岡市（群馬県）
- 1件・・・大野町（北海道）

申出どおり都市計画決定された申出事例

市町村名	西宮市	尼崎市
申出者	まちづくり協議会	まちづくり協議会
申出時期	H14.12.2	H14.6.4
申出面積	15.4ha	2.6ha
都市計画決定日	H15.6.27	H14.11.8
地区計画の内容	住宅地ゾーン、住商複合ゾーンに区分し、それぞれふさわしい土地利用を誘導するため、ゾーン毎に用途制限、建築物の高さの最高限度が定められている。	パチンコ屋等の風俗営業施設、工場、倉庫業等一定用途の制限、建築物の形態・意匠・広告物の配慮義務

2. 都市計画提案制度（H14年改正で創設）

(1) 制度の概要（都市計画法第21条の2）

提案が可能な者

- 1) 土地の所有権又は借地権を有する者（都市計画法第21条の2第1項）
- 2) 公益法人、NPO法人、及び条例で定める団体（都市計画法第21条の2第2項）

提案内容

都市計画の決定又は変更（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く）（都市計画法第21条の2第1項）

提案要件

- 1) 都市計画に関する基準に適合（都市計画法第21条の2第3項第1号）
- 2) 区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意（都市計画法第21条の2第3項第2号）
- 3) 0.5ha以上（都市計画法施行令第15条の2、条例により0.1haまで緩和可能）

(2) 運用状況

緩和条例の制定状況（東京都、厚木市、軽井沢町）

制定件数 3件

- 2件 提案者の要件の認定（都市計画法第21条の2第2項）
- 1件 面積要件の引き下げ（都市計画法施行令第15条の2但書）

運用状況

- 1) 提案件数3件
 - 1件 取り下げ
 - 2件 現在手続き中

2) 提案事例

自治体名	横浜市	守谷市	愛知県
提案者	土地所有者	土地所有者 (自治会代表者)	土地所有者
面積	0.83ha	66.8ha	4.9ha
同意割合(権利)	90%	83%	73%
(面積)	88%	83%	86%
対応	提案通り都市計画 決定予定	提案通り都市計画 決定予定	取り下げ(住民の調整等により取り下げ)
都市計画の内容	用途地域の変更 高度地区の変更 準防火地域の指定	地区計画(用途制限、容積率及び建ぺい率の最高限度等)	用途地域の変更

3. 住民参加を促すための地方公共団体の取り組みについて

(1) まちづくりに関する情報の住民への提供について

情報提供のタイミング

都市計画法上は個別の都市計画について確定案の段階で縦覧、意見書受付を義務付けている。

	市町村マスタープラン (有効回答160)	個別の都市計画 (有効回答206)
素案段階	124 (77.5%)	137 (66.5%)
確定案段階以降	36 (22.5%)	69 (33.5%)

○素案段階での情報提供について条例等により規定している例

- ・地区計画等の原案について公告・縦覧を義務付けているもの(浦安市等)

情報提供の方法等(複数回答あり)

	市町村マスタープラン (有効回答161)	個別の都市計画 (有効回答205)
公報への掲載	67 (41.6%)	120 (58.5%)
広報誌、パンフレットの配布	133 (82.6%)	128 (62.4%)
インターネットにアップロード	106 (65.8%)	89 (43.4%)
その他	37 (23.0%)	63 (30.7%)

提供する情報の形態

	市町村マスタープラン (有効回答161)	個別の都市計画 (有効回答206)
活字のみ(表を含む)	21(13.0%)	26(12.6%)
図面、写真等付き	137(85.1%)	166(80.6%)
模型、動画付き	1(0.6%)	4(1.9%)
その他	2(1.2%)	10(4.9%)

○図面等まで含めて情報提供する例がほとんどであるが、三次元的な情報提供を行っている例は極めて少ない。

(2) まちづくりへの住民意見の取扱いについて

住民意見の把握・集約方法について(複数回答あり)

	市町村マスタープラン (有効回答157)	個別の都市計画 (有効回答195)
文書による提出	75(47.8%)	69(35.4%)
公聴会の開催	43(27.4%)	111(56.9%)
ワークショップによる意見集約	56(35.7%)	22(11.3%)
住民協議会からの提言等	18(11.5%)	16(8.2%)
その他(説明会等)	75(47.8%)	69(35.4%)

住民が意見を提示できる機会の回数について

都市計画法では個別都市計画について案の公告・縦覧を義務付けている。下表はこれ以外に住民が意見提示できる機会の回数

	市町村マスタープラン (有効回答139)	個別の都市計画 (有効回答171)
2回以上	70(50.3%)	60(35.1%)
1回	65(46.8%)	102(59.6%)
0回	4(2.9%)	9(5.3%)

○法定以外の提示機会について、条例等により規定している例

- ・地区計画等の原案について公告・縦覧を義務付けているもの(浦安市等)
- ・住民説明会の開催を義務付けているもの(厚木市)
- ・説明会又は公聴会において出された意見を踏まえて案を修正した場合は再度説明会又は公聴会を開催することを義務付けているもの(兵庫県)

出された意見の取扱いに関する情報提供について

都市計画法では個別都市計画について、案の公告・縦覧の際に提出された意見書の要旨の都市計画審議会への提出を義務付けている。下表はこれに加えて実施しているもの

	市町村マスタープラン (有効回答156)	個別の都市計画 (有効回答200)
何らかの形で情報提供(注)	100(64.1%)	101(50.5%)
情報提供しない	32(20.5%)	69(34.5%)
その他	24(15.4%)	30(15.0%)

(注) 出された全ての意見に関する取扱いを公開するもの、出された意見のうち代表的なものを行政側で取りまとめた上で公開しているものなど。

○提出された意見の取扱いに関する情報提供について条例等で規定している例

- ・公聴会での公述意見の要旨と意見に対する案作成者の考え方を公述人に通知するとともに公表することを義務付けているもの(神奈川県、枚方市等)
- ・住民説明会で出された意見について回答書を作成しそれを公告・縦覧することを義務付けているもの(厚木市)

(3) その他参加型まちづくりの課題について (自由記述例)

	地方公共団体が抱える課題	住民等が抱える課題 (地方公共団体からの回答)
制度面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加のルール等についての条例やガイドラインが未整備 ・ 参加型まちづくりの支援制度が未整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画制度の理解不足 ・ 参加型まちづくりの支援制度が未整備
人材面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参加に対する経験・知識を持った人材の確保・育成 ・ 研修システムの不備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーダー的人材の不足 ・ 特定の参加者に偏りがち
財政面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参加を促進するための施策に充てる予算が十分確保できない ・ 住民団体への助成制度が未整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民活動の自主財源の確保が困難 ・ 継続的な財源の確保が困難
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等に対する情報提供不足 ・ 統一的な窓口がない等、組織的な対応ができていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利害関係が生じないとまちづくりへの関心が薄い ・ 行政に依存する傾向が強く、自発的にまちづくりを行う意識が弱い

(別添)

都市計画事務に関する市町村の執行体制

都市計画区域を有する市町村を対象とした、都市計画に関する基本的な方針の作成、都市計画の案の作成、都市計画の決定又は変更等に係る事務を担当する人員に関する調査（平成11年度実施）結果

(都市計画事務を専任で行っている担当者の数)

担当者数	0名	1名	2名	3名	4名	5名	6名	7名	8名	9名	10名	10名超	合計
市町村数	1377	193	145	103	66	41	21	17	17	14	11	36	2041
うち市	323	43	64	71	47	38	20	15	16	11	10	36	694
うち町	962	141	74	30	19	3	1	2	1	3	1	0	1237
うち村	92	9	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	110

(67.4%)

都市計画区域を有する市町村の都市計画事務に関する執行体制を見ると、都市計画事務に従事する担当者の数が3名以内の市町村が過半数となっている。なお、都市計画事務のみを専任で従事する担当者にあつては、1名もない市町村が約7割を占めている。